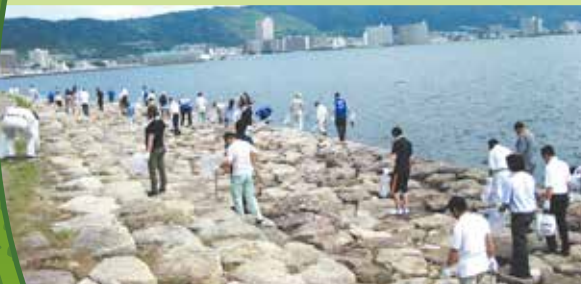


第四次 滋賀県環境総合計画



滋賀県

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現を目指して

琵琶湖は約400万年という悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖であり、近畿1,450万人の生活を支える水資源としてだけでなく、豊かな生態系を育み、人々の暮らしによって独自の文化や景観が形成されるなど、多様な価値を生み出してきました。

しかし近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。地球温暖化の進行、生物多様性の損失、森林破壊など地球規模の環境問題に対する危機感は、従来にも増して高まっています。とりわけ、本県では、琵琶湖の栄養塩バランスやプランクトンの質的な変化、外来水生植物「オオバナミズキンバイ」の生息域の拡大、ニホンジカの食害による森林植生の衰退などの新たな課題も生じています。さらに、直面する環境問題は様々な要因が互いに関係し、影響し合うことにより複雑化、多様化の様相を見せています。

一方、東日本大震災を契機に、大量の資源、エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会へと転換していく必要性が改めて意識されるようになりました。

こうした中、今後の本県の環境施策の着実な推進を図るため、環境行政の基本計画である「滋賀県環境総合計画」を第四次計画として改定しました。

この計画では環境を取り巻く状況の変化や環境に対する意識の変化などを踏まえつつ、目指すべき将来の姿を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現としています。「いのち」の基盤であり、「いのち」をつなぐ場でもある環境をめぐみ豊かな状態で、未来へとつなぐことは、今を生きる私たちの責務であるとの思いを込めたものです。

この将来の姿を実現するために、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」、「琵琶湖環境の再生と継承」、「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」という3つの基本目標を掲げています。また、複雑化・多様化する環境問題に柔軟に対応し、施策を効果的に展開していくため、人育ち・人育てや環境課題の解決に向けた仕組みについても盛り込んでいます。

この計画のもと、琵琶湖とともに歩んできた滋賀のこれまでの経験と知恵を生かしながら、県民、企業・事業者、NPOの皆様、そして市町とも一緒になって、心をつなぎ、力を一つにして「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む滋賀」の実現に向け取り組んでまいりたいと思います。



平成27年（2015年）2月

滋賀県知事

山本 大造

目 次

はじめに

- 1 計画改定の根拠 2
- 2 計画の性格と役割 2
- 3 計画期間 3

第1章 環境問題を取り巻く現状

- 1 近年の環境をめぐる動き 4
- 2 滋賀県における現状と課題 7

第2章 目指すべき将来像

- 1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」 20
- 2 東日本大震災が私たちに与えたもの 21
- 3 目指すべき将来像 23

第3章 基本目標

- 1 第三次計画の進捗状況 25
- 2 県民の環境意識 27
- 3 将来像実現に向けた基本目標 29
- 4 基本目標設定の背景と考え方 29

第4章 環境施策の展開

- I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造 36
 - 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりへ
 - 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ
- II 琵琶湖環境の再生と継承 40
 - 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、
琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承
 - 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会へ
- III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現 45
 - 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換
 - 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会へ
 - 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップ

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

- 1 直面する環境問題の特徴 48
- 2 複雑化・多様化する環境問題の課題解決に向けて 49
- 3 人育ち・人育ての仕組みづくり 49
- 4 環境課題解決の仕組みづくり 52

第6章 計画の円滑な推進

- 1 計画推進に向けた視点 53
- 2 関係諸計画への確実な位置づけ 55
- 3 各主体の役割 55
- 4 計画の進行管理について 57

- 参考資料 59

第四次滋賀県環境総合計画（概要図）

◆はじめに 計画改定の根拠、性格と役割 ◆第1章 環境問題を取り巻く現状 近年の環境をめぐる動き、滋賀県における現状と課題

◆第2章 目指すべき将来像 「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の創造

◆第3章 基本目標 ◆第4章 環境施策の展開

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
 - ・ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材育成と地域づくり
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます
 - ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ
 - ・ 滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

II 琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
 - ・ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ・ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます
 - ・ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生
 - ・ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
 - ・ 地球温暖化により生じている世界的な問題を「自分ごと」として捉え、県民、事業者、行政などが連携した取組による低炭素社会づくり
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
 - ・ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民、事業者、行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます
 - ・ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

第5章 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

環境問題は時間・空間を超える＋複雑化・多様化

1つの視点だけでの原因解析、対策では不十分

仕組みづくり

【人育ち・人育ての仕組み】

- つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組みを構築し、その先にある社会づくりへ

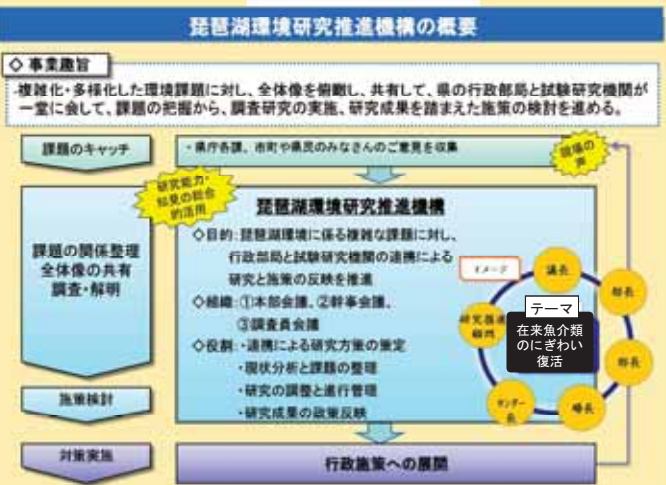
【環境課題解決の仕組み】

- 総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める仕組みづくり

人育ち・人育ての仕組み



環境課題解決の仕組み



第6章 計画の円滑な推進 1 4つの行動視点 2 関係諸計画への確実な位置づけ 3 各主体の役割 4 計画の進行管理について

第四次滋賀県環境総合計画（本編）

はじめに

1 計画改定の根拠

滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」の策定が義務づけられています。

この条例に基づく計画は、平成9年（1997年）9月に策定された後、平成16年（2004年）3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年（2009年）12月には「第三次滋賀県環境総合計画」（以下「第三次計画」という。）として、それぞれ改定されました。

第三次計画は、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで5年間に講じらるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度（2013年度）末で計画期間が終了することとなります。

このため、社会・経済などの様々な情勢の変化に対応し、今後の滋賀県の環境施策のさらなる推進を図るため、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、「第四次滋賀県環境総合計画」（以下「第四次計画」という。）として改定を行うものです。

第2節 環境総合計画

（環境総合計画の策定）

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

（環境総合計画との整合など）

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 計画の性格と役割

(1) 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画です。第四次計画では、環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもので、滋賀県における、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担います。

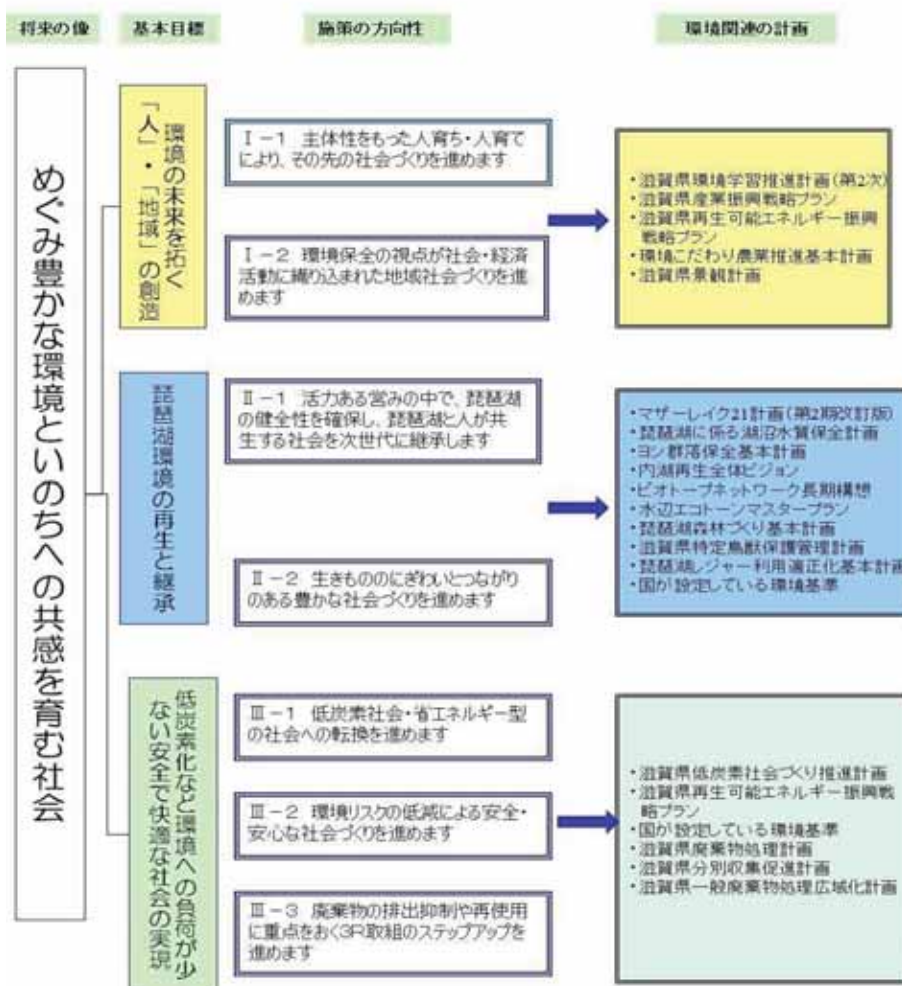
(2) 同条例第13条では、「県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるもの」とされており、また「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるもの」とされています。

(3) 本計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。

(4) 本計画は、滋賀県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進することとしています。

このため、これらの分野別計画においては、各施策の達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにします。

第四次滋賀県環境総合計画と関連計画



3 計画期間

計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間とします。なお、社会経済や環境を取り巻く状況変化などへの対応が必要な場合、適時見直すことができる柔軟性のある計画とします。

第1章 環境問題を取り巻く現状

1 近年の環境をめぐる動き

第三次計画が策定されてから5年の間に、環境問題を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第三次計画策定後の環境をめぐる動きについて、概観することになります。

(1) 環境学習および環境保全活動

地球温暖化、生物多様性の損失、廃棄物の適正処理など、最近の環境課題は多岐にわたりますが、私たち一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画する力を育むことが大切です。これを目指す教育や学習活動を「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）（以下「ESD」という。）と呼び、近年、世界の国々がESDの推進に取り組んでいます。

国連で採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」に係る取組、行政・企業・民間団体などの様々な主体との協働の重要性、学校教育における環境教育の関心の高まりを背景に、平成23年（2011年）6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の一部が改正されました（改正後の名称は「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律」）。

法改正では、環境学習に係る取組を体験学習に重点を置くものから、幅広い実践的人材づくりへと発展させるため、訓示規定を中心とする内容から実践的で具体的な内容とされ、自然体験などの機会の場の提供や協働による取組の推進といった具体的事項が新たに盛り込まれたほか、地方自治体による推進枠組みの具体化や、学校教育における環境教育の充実が図られました。

(2) 生物多様性

平成22年（2010年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23年（2011年）以降の新戦略計画（愛知目標）が採択され、各国は愛知目標達成に向けた目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。そのポイントは、社会活動全体を通じ、広く効果的な実践が要求されている点にあります。

また、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発生や人口の急速な減少をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことも必要であることから、平成24年（2012年）9月に「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定されました。

(3) 地球温暖化

平成25年（2013年）9月から平成26年（2014年）4月にかけて発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、観測事実として「気候システムの温暖化については疑う余地がなく」、温暖化の要因として「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い。」との指摘がされました。

また、同報告書では、「現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示

され、気候変動に対する生態系や人間システムの著しい脆弱性を明らかにしています。さらに、今世紀末に産業革命前に比べて世界平均地上気温の上昇を2℃未満に抑える可能性が高い状態にするには、世界の温室効果ガスの排出量を2050年時点で2010年と比べて40～70%減らし、2100年にはほぼゼロまたはマイナスの水準にしなければならない」という厳しい指摘がされています。

温室効果ガスの排出削減に向けては、国際的に協力して進めていくため、国連気候変動枠組条約が締結されていますが、平成24年（2012年）のカタールのドーハで開催された同条約の第18回締約国会議（COP18）では、2020年以降の新たな法的枠組みの構築に関する作業計画などが決定されました。そして、平成25年（2013年）にポーランドのワルシャワで開催された第19回締約国会議（COP19）では、途上国を含むすべての国が、自主的に決定する2020年以降の温室効果ガス削減目標を平成27年（2015年）末のCOP21より十分早い時期に国連に提出するよう招請することなどが決定されたところです。

国においては、地球温暖化対策を強化するため、平成24年度（2012年度）税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設され、平成24年（2012年）10月から施行されました。この課税により、エネルギー起源CO₂の排出削減効果が期待されます。

また、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、平成24年（2012年）7月から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。

一方で、国は、平成25年（2013年）3月に2020年における25%削減目標をゼロベースで見直すこととしました。さらにCOP19において、現時点での目標を「2005年度比で3.8%減」とし、今後の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することを表明しました。

（４） 資源循環型社会

平成25年（2013年）4月には、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の再資源化を促進するため、「小型家電リサイクル法」が施行されました。

平成25年（2013年）5月には、循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リデュース、リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進などを新たな政策の柱としています。

また、平成21年（2009年）6月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」が平成22年（2010年）12月に策定されるなど、バイオマス活用に向けた取組体系の整備が進んでいます。

（５） 東日本大震災の発生

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、多くの死者・行方不明者の発生に加え、住宅・工場の被災、原子力発電所事故に起因する放射性物質の拡散、電気・水等のライフラインの分断による日常生活や経済活動への影響など、多くの爪痕を残しました。そして、今もなお、社会・経済活動に大きな影響を与えています。これを機に、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直し、持続可能な社会

へと転換していく必要性が改めて意識されるようになりました。

(6) 人口減少と人口構造の変化

日本全体として既に人口減少時代に入っており、これまで増加を続けてきた滋賀県の人口も平成27年（2015年）をピークに減少に転じると見込まれています。（「日本の地域別将来推計人口」（平成25年（2013年）3月推計）国立社会保障・人口問題研究所）

人口が減少すると、環境負荷も低減されていくという見解もありますが、単独世帯の増加などで世帯数は増え続けていくことや、高齢者の増加に伴う家庭内でのエネルギー使用の増加要因があることなどから、必ずしも人口減少に比例して環境負荷が減少していくとはいえません。また、森林や田園などの自然環境を保全管理する担い手の減少も懸念されます。

このように、人口減少と人口構造の変化は、これからの環境保全の取組にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

【近年の環境のあゆみ】

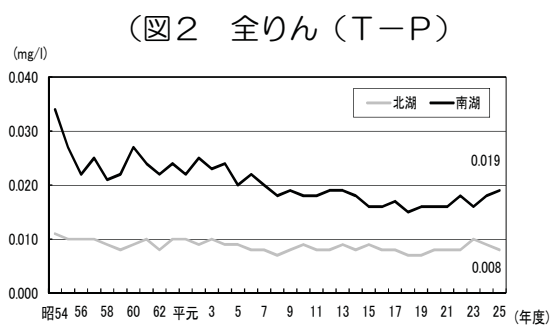
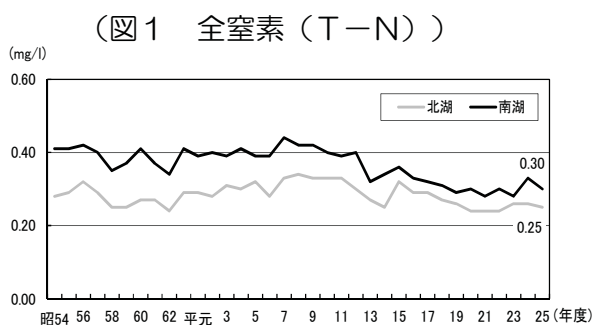
年	滋賀県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」策定（2月） 「第三次滋賀県環境総合計画」策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第5回世界水フォーラム（トルコ・イスタンブール）開催（3月） 第13回世界湖沼会議開催（中国・武漢）（11月）
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> 「琵琶湖森林づくり基本計画」改定（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約第10回締約国会議（略称：COP10）（名古屋市）開催（10月） 関西広域連合発足（12月）
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 新しい滋賀県庁環境マネジメントシステム構築（2月） UNEP国際環境技術センター滋賀事務所廃止（3月） 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」制定（3月） 「滋賀県環境学習推進計画（第2次）」策定（3月） 「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定（8月） 「マザーレイク21計画（第2期）」改定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 国際森林年 第14回世界湖沼会議開催（米国・オースティン）（11月）
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定（3月） 「第6期琵琶湖水質保全計画」策定（3月） 「マザーレイクフォーラム」設立（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 第6回世界水フォーラム開催（フランス・マルセイユ）（3月） 国連持続可能な開発会議（リオ+20）で成果文書「我々の求める未来」採択（6月） 先進陸水海洋学会日本大会開催（大津）（7月）
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定（3月） 「淡水環境プラザ」設立（草津市矢橋町）（4月） 湖南省友好提携30周年記念事業（次世代を担う子どもたちの友好交流の実施など）（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ストックホルム条約第6回締約国会議、バーゼル条約第11回締約国会議及びロッテルダム条約第6回締約国会議、並びに第2回3条約拡大合同締約国会議（ExCOPs 2）（スイス・ジュネーブ）（5月） 国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）（ポーランド・ワルシャワ）（11月）

2 滋賀県における現状と課題

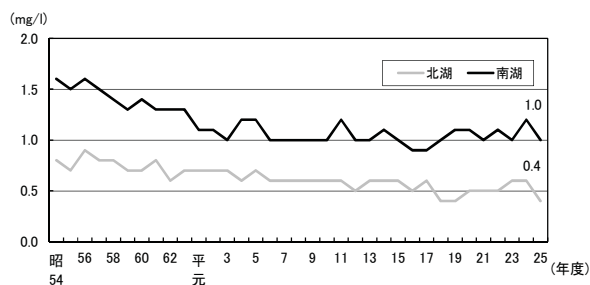
◆ 琵琶湖環境

【琵琶湖の水質の変化】

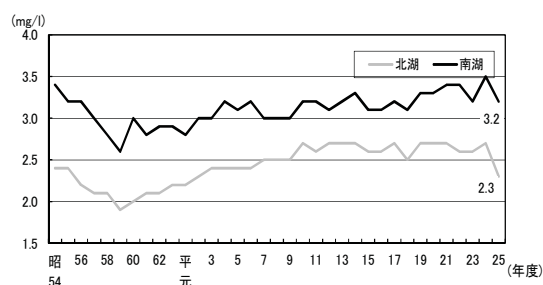
- 琵琶湖は、400万年という悠久の歴史の中で、豊かな生態系を育んできたとともに、近畿1,450万人の人々の暮らしや産業を支える水資源として、あるいは水産資源や観光資源などとして、様々な価値を有する大切な湖です。
- 琵琶湖の水質は近年改善傾向にあり、窒素、リンは横ばいもしくは減少傾向で、富栄養化は抑制されてきていると評価されます。一方、有機汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）は、昭和59年（1984年）以降上昇傾向を示し、その後、北湖では平成10年度（1998年度）以降高止まりの状況にあります。このCODの変化には、難分解性有機物が関与していると考えられ、陸域だけでなく湖内で多く生成されていることがわかってきました。



(図3 生物化学的酸素要求量 (BOD))



(図4 化学的酸素要求量 (COD))



【琵琶湖生態系の変化】

- 過去30年で植物プランクトンの種類数の減少や小型化がみられるほか、動物プランクトンが食べにくい植物プランクトン（周囲がゼラチン状の有機物に包まれたもの）が増加するなど、植物プランクトンの構成種が遷移しています。植物プランクトンは生態系を支える食物連鎖の出発点にあることから、生態系への影響が懸念されています。
- 南湖の水草は、平成6年（1994年）の大渇水をきっかけに急激に増えはじめ、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっています。南湖における水草の大量繁茂は、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えると同時に、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状態が続いています。



げんごろう、スーパーかいつぶりⅡによる
水草刈り取り



漁船と貝曳き漁具による
水草の根こそぎ除去

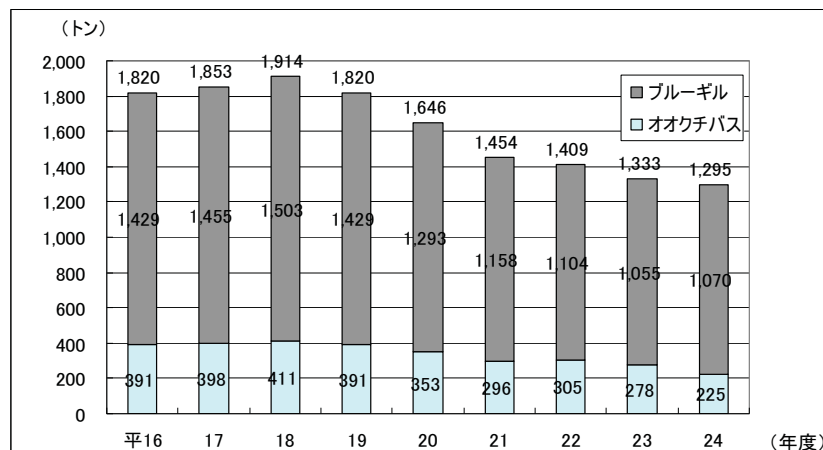
○ 新しい外来水生植物である「オオバナミズキンバイ」は、南湖東岸の赤野井湾に大群落を形成しているほか、南湖西岸等にも点在するなど、その生息域を急速に拡大しています。このため、在来魚の産卵場所であるヨシ帯がふさがれるなど、水産業や生態系への影響がみられることから、根絶に向けた駆除を進めているところです。しかしながら、その生態の解明が不十分なことから、手作業による刈取り以外の有効な対策が確立されていません。



オオバナミズキンバイと
その駆除作業

○ 昭和50年代から琵琶湖で異常繁殖した外来魚（オオクチバス、ブルーギルなど）は、琵琶湖固有の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減少の主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度（2002年度）から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年150～500トン程度の駆除を行っています。この結果、少しずつではありますが、外来魚推定生息量は減少傾向にあります。

（図5 外来魚推定生息量の推移）





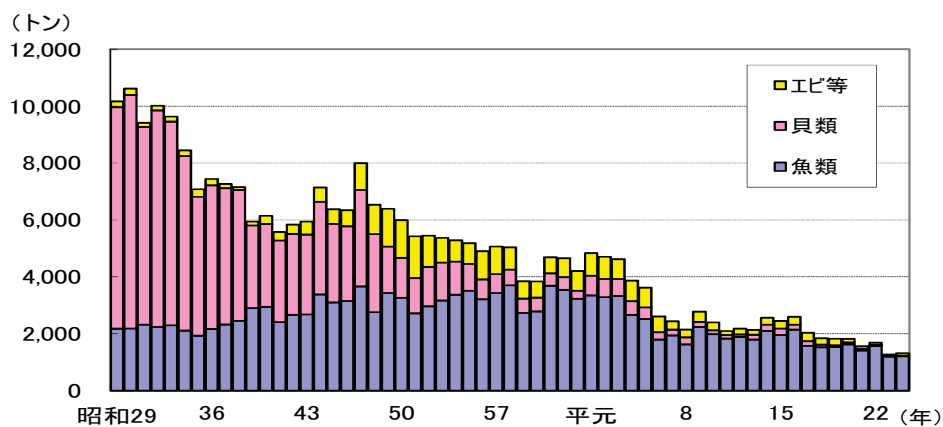
外来魚回収風景



外来魚駆除釣り大会

○ 昭和30年（1955年）には10,000トン前後あった琵琶湖での漁獲量（魚類、貝類、エビなど）は、昭和30年代に急激に減少し、その後は増減を繰り返しながら昭和50年代末までおよそ5,000トンで推移していました。しかし、平成に入ってから再び大幅に減少し、近年は1,300トンから2,000トン程度の状況が続いており、在来魚介類の減少が懸念されています。

（図6 琵琶湖における漁獲量）



（今後の課題）

○ これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖への汚濁流入負荷（栄養塩など）は一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では在来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの課題が生じています。これらの課題は、要因や場など複雑に関連しており、個別対策だけでは対応が難しいことから、「森～川～里～湖」といった大きな視点での調査研究を進め、これらの結果を踏まえ、水質の保全とともに、生態系の保全・再生と相互のつながりに力点をおいた琵琶湖の総合的な保全を進める必要があります。

◆ 自然環境

【生物多様性の現状と県民の意識】

- 滋賀県と琵琶湖水系には60種以上の琵琶湖固有種をはじめ、多種多様な野生生物が生息しています。「滋賀県で大切にすべき野生生物2010年版」によると、716種類もの動植物が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息環境の悪化により、絶滅の危機に瀕しています。
- 平成25年（2013年）6月6日から6月28日にかけて、生物多様性に関する県民の意識調査を行いました（平成25年度（2013年度）「県政世論調査」）。その結果、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人は63.8%と過半数を大きく超えており、言葉は県民に浸透しつつあります。また、生物多様性を保全するために県が取り組むべきことでは、「県民や事業者が自然環境の保全活動をしやすい環境を作る」が44.7%で最も高く、自然環境の保全活動を支援する施策の展開が求められています。

【鳥獣による被害の拡大】

- 近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカの食害による植生衰退が県内各所で見られるようになっており、生態系への影響や水源涵養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。



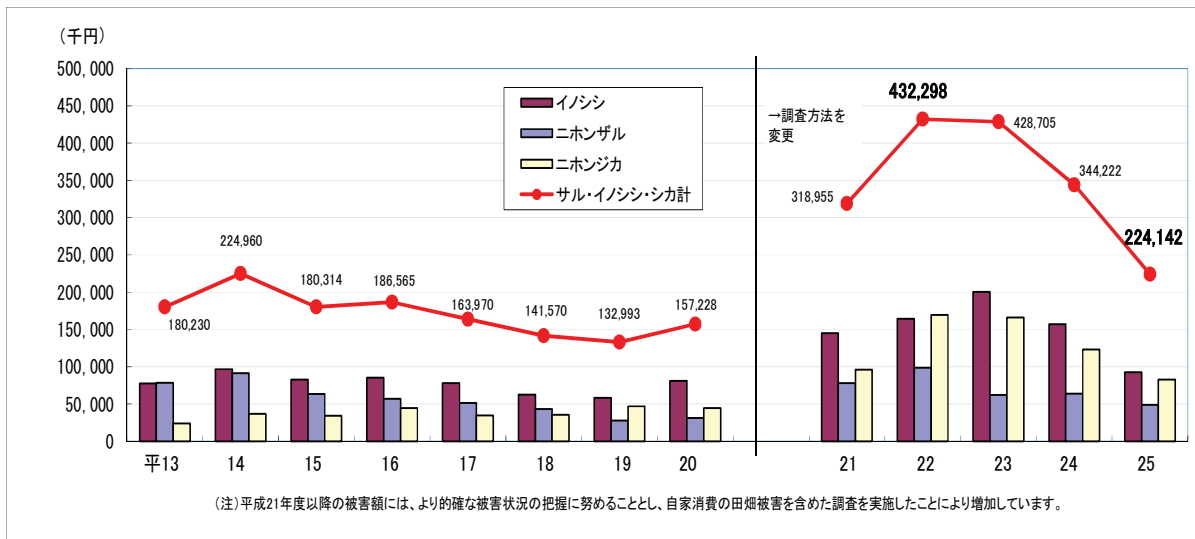
ニホンジカによる皮はぎ被害



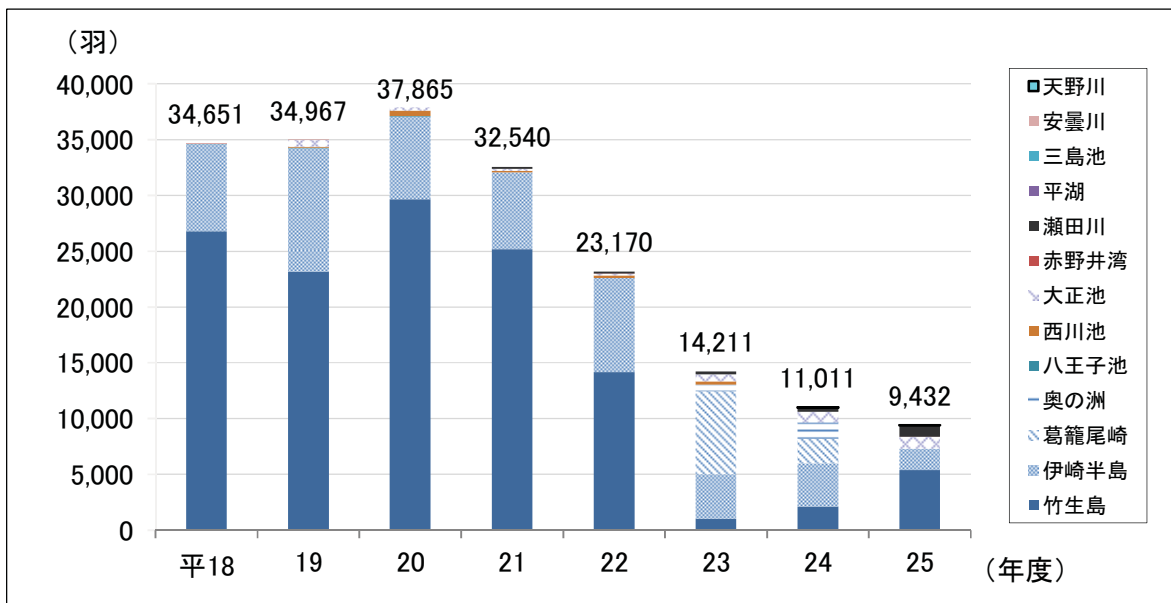
下層植生の食害：ニホンジカが食べない植物（この場合トリカブト）だけが残った森林

- アユ等の漁業被害や営巣地周辺の樹木が枯死することなどの大きな被害の原因となっている琵琶湖のカワウについては、県の個体数調整対策により大きく減少傾向にあります。琵琶湖のカワウは新潟県から熊本県まで飛来していることが確認されており、広域的な対策が必要であることから、関西広域連合や中部圏各県などとの連携・対策をさらに進める必要があります。

(図7 主な野生獣による農作物の被害金額)



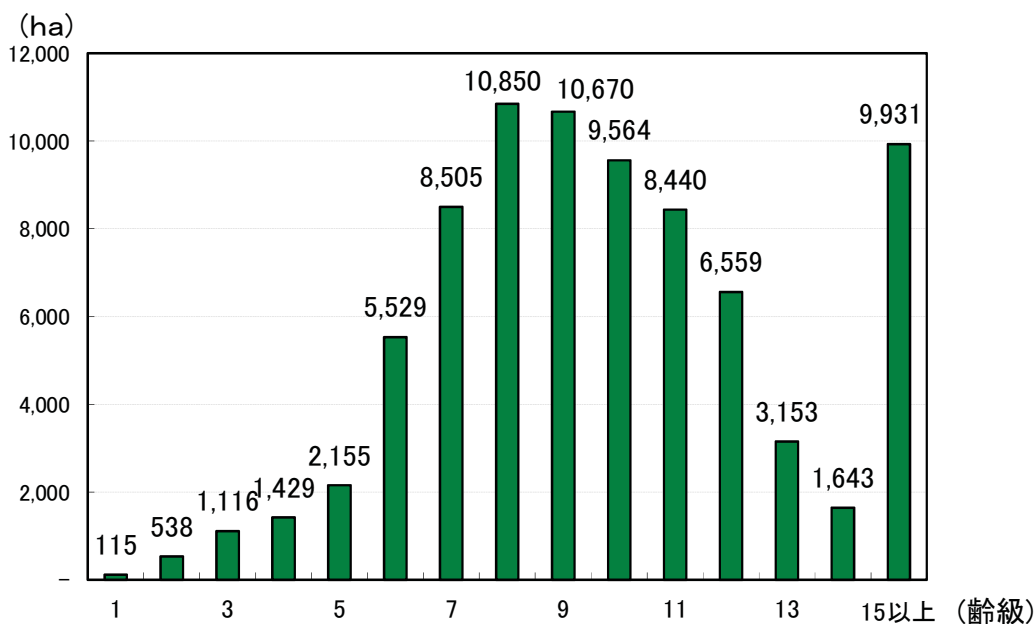
(図8 カワウの生息数推移(春期))



【森林づくりの現状】

- 森林は、県土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止など地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、森林の手入れ不足などによる多面的機能の低下が懸念されています。

(図9 民有林人工林年齢別面積)



(平成26年(2014年)3月末現在)

(今後の課題)

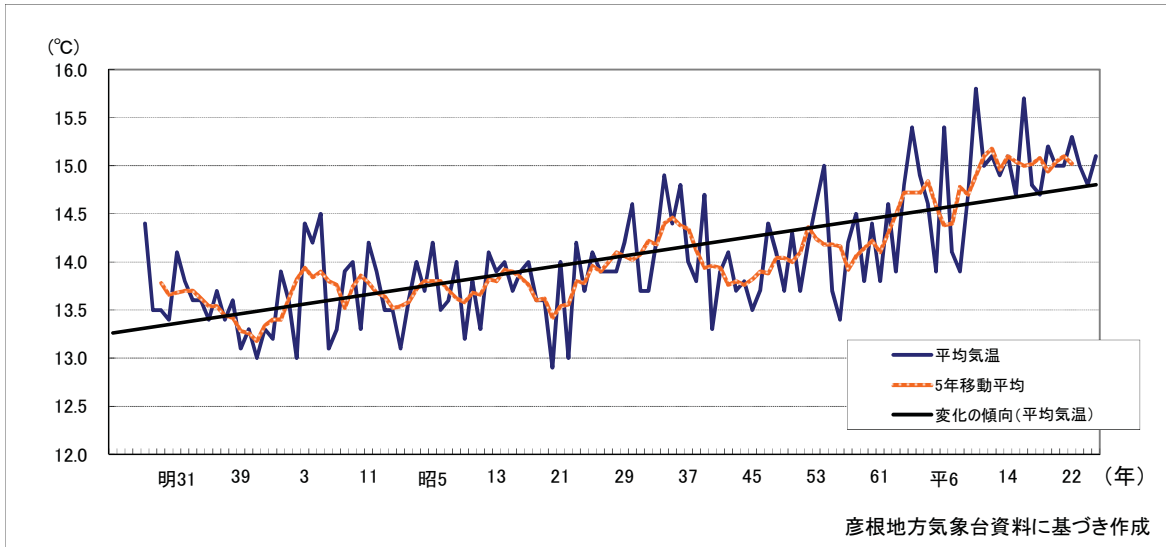
- 外来生物や特定の野生生物の繁殖、水草の異常繁茂などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれていることから、人と自然の関わりの再構築や生物多様性の保全を戦略的に進めることが必要です。あわせて、県民や事業者が自然環境の保全活動がしやすいような仕組みづくりや事業実施が必要です。
- 農林水産業の就業人口の減少や、従事者の高齢化、生活様式の変化により、森林などをはじめとする自然環境の適切な管理が十分なされていないことが指摘されており、また、ニホンジカなどによる深刻な森林被害など、新たな課題が生じています。

◆ 地球温暖化

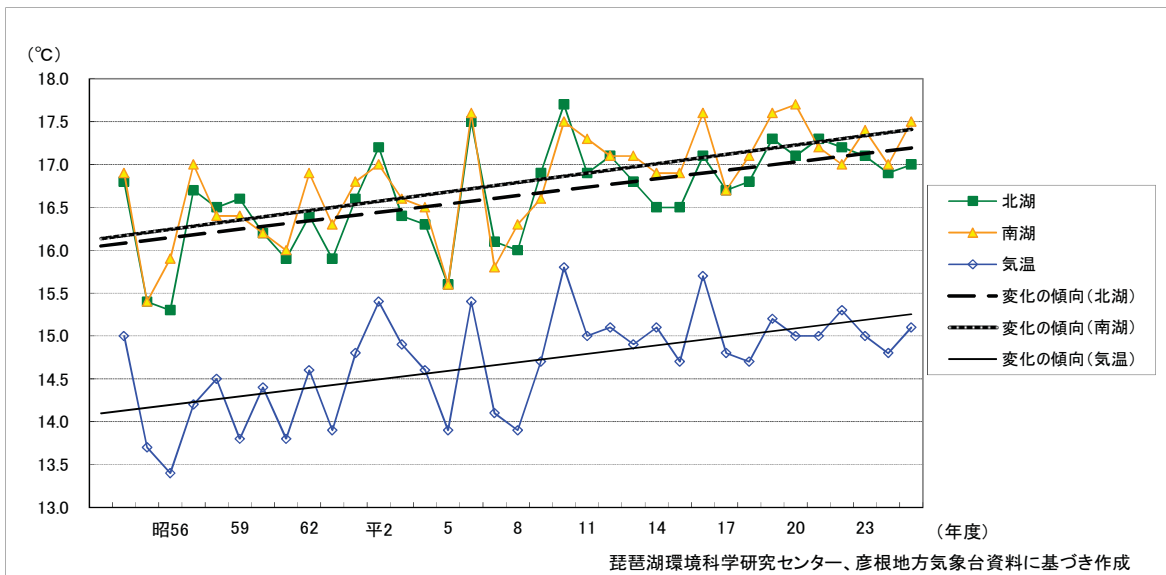
【平均気温と琵琶湖の水温】

県内（彦根市）の気温の経年変化については、明治27年（1894年）から平成23年（2011年）の間、上昇傾向にあり、100年あたりの年平均気温は1.24℃上昇しています（図10）。また、琵琶湖表層の水温についても、上昇傾向にあります（図11）。

（図 10 彦根の年平均気温の経年変化）



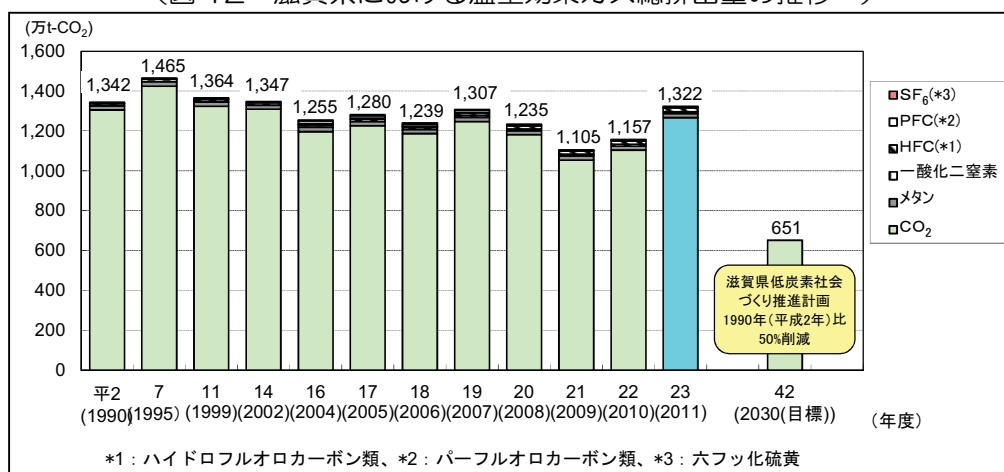
（図 11 琵琶湖の水温の経年変化）



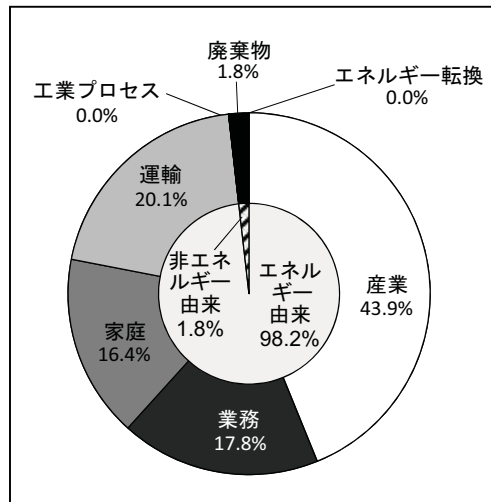
【温室効果ガス排出の現状】

- 滋賀県域における平成23年度（2011年度）の温室効果ガス総排出量は、1,322万トン（CO₂換算）であり、1990年度比では1.5%減（20万トン減）、過去5年（平成18年～平成22年（2006年～2010年））の平均比は9.3%増（113万トン増）となっています（図12）。
- 温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその9割以上を占めています。部門別割合は、産業部門、運輸部門、業務部門、家庭部門の順に大きな割合となっています（図13）。
- 環境省が発表したわが国全体の温室効果ガス排出量（2012年度）によると、総排出量は前年度と比べ、発電に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量が増加したことなどにより、2.8%（3,660万トン）の増加、東日本大震災前の2010年度と比べると、6.9%（8,700万トン）の増加となっています。
 増加要因としては、製造業の生産量が減少するとともに、家庭部門で節電が進む一方で、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられています。
- 平成23年（2011年）の夏には、同年3月に発生した東日本大震災に起因する電力需給のひっ迫が関西圏域においても見込まれたため、滋賀県では市町や関西広域連合と連携し、家庭やオフィスなどでの節電の取組などを呼びかけました。
 その後も、夏、冬には電力の需給状況から、節電の呼びかけなどを行い、社会全体での省エネ行動の広がりや定着へとつながるよう取り組んでいます。

（図 12 滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移）



(図 13 滋賀県におけるCO₂排出量の内訳 平成 23 年度)



(今後の課題)

- 地球温暖化により私たちの社会に生じる様々な影響や被害を抑制するために、ライフスタイルやビジネススタイルなど社会経済構造を転換し、化石燃料に依存しすぎない低炭素社会づくりを進める必要があります。
- 東日本大震災後の社会情勢を踏まえ、特に再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の定着、それらを支える環境配慮型製品の普及を進める必要があります。

◆ 大気・化学物質

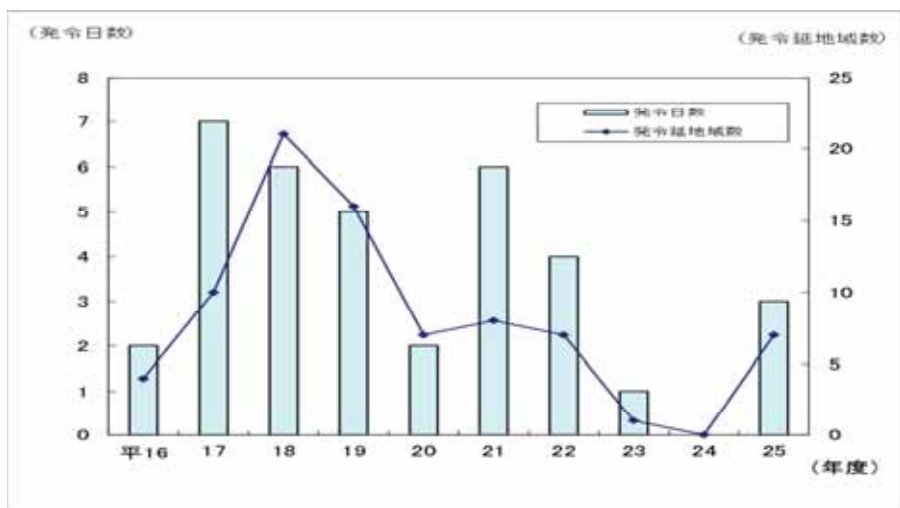
【大気・化学物質の現状】

- 滋賀県の大気汚染の状況として、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素などの大気汚染物質についてはすべての測定地点で環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準が達成されていません。また、ほぼ毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆるPRTR法）」に基づき届出された化学物質排出量の集計では、県内の総排出量は低下傾向にあります。

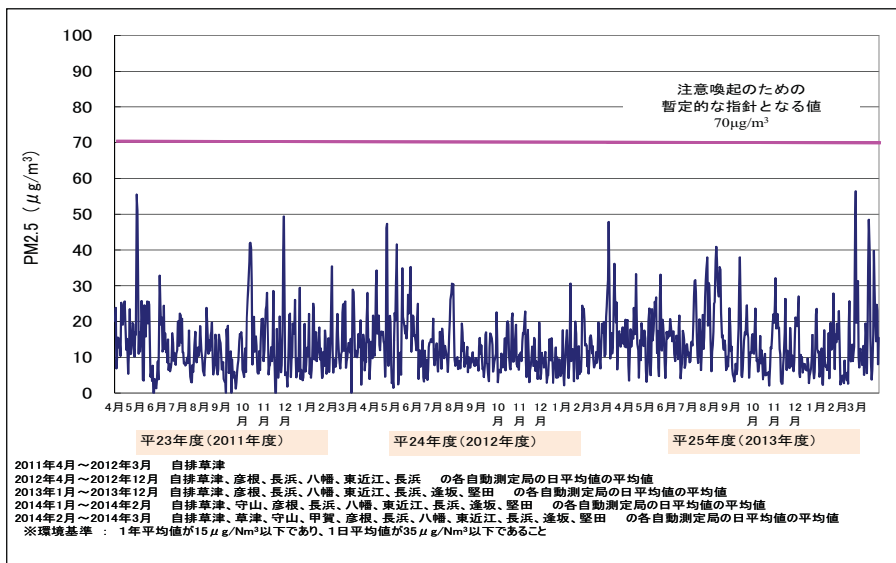
（表 14 大気関係環境基準達成状況（平成 25 年度））

	一般環境大気測定地点		自動車排出ガス測定地点	
	全地点数	環境基準達成地点数	全地点数	環境基準達成地点数
二酸化窒素	10	10	4	4
浮遊粒子状物質	9	9	4	4
光化学オキシダント	11	0	2	0
二酸化いおう	6	6	1	1
一酸化炭素	0	0	4	4
微小粒子状物質(PM2.5)	6	1	2	0
ベンゼン	6	6	1	1
トリクロロエチレン	6	6	1	1
テトラクロロエチレン	6	6	1	1
ジクロロメタン	6	6	1	1

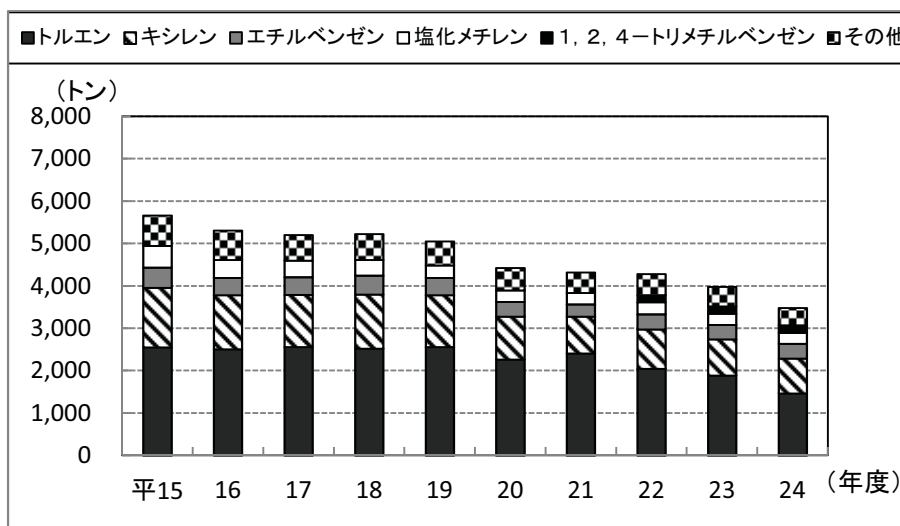
（図 15 光化学スモッグ注意報発令状況）



(図 16 微小粒子状物質 (PM2.5) の平均値の推移)



(図 17 PRTR上位5物質の排出量の推移)



(今後の課題)

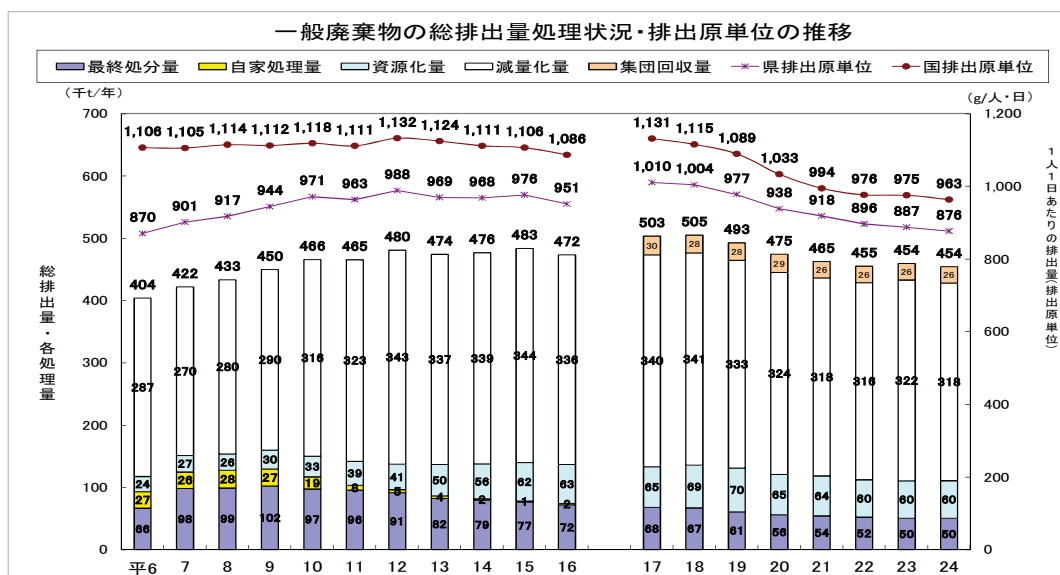
- 健康被害や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ (環境リスク) を低減させていくため、光化学オキシダントなど未達成の環境基準の達成に向けた工場や事業場などからの汚染物質の排出抑制や、化学物質の適切な管理により排出量を抑制する必要があります。このため、大気汚染状況の継続的監視と県民への関連情報の提供が必要です。
- 東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質や、微小粒子状物質 (PM2.5) の問題化などにより、化学物質等への社会的な関心や安全・安心な社会を求める声が高まりつつあります。

◆ 資源循環型社会

【廃棄物・資源循環の現状】

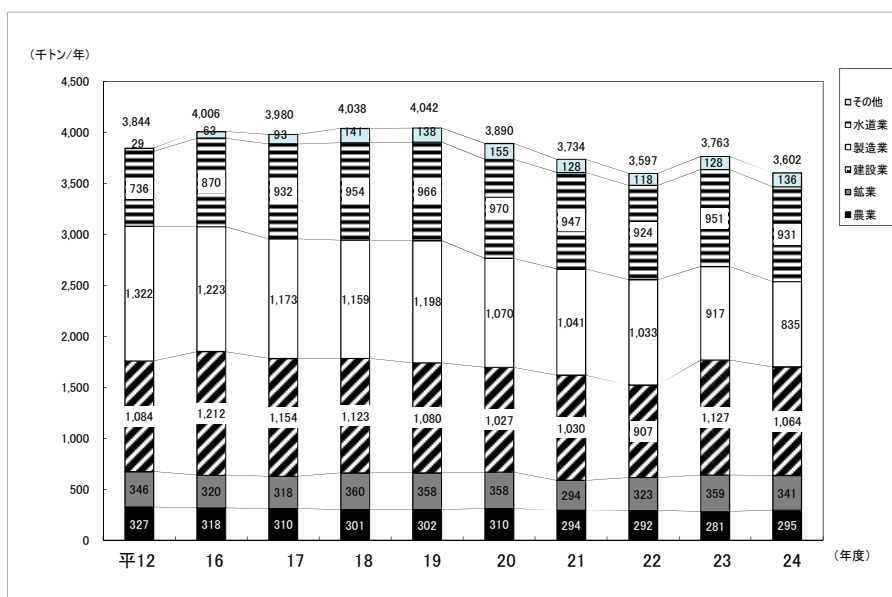
- 平成24年度（2012年度）における県内の一般廃棄物の総排出量は45.4万トン、1人1日あたりの排出量は876gとなっており、第三次計画期間中も減少しています。また、総資源化量（資源化量+集団回収量）は8.6万トン、最終処分量は5万トンとなっています。
- 平成24年度（2012年度）における県内の産業廃棄物の総排出量は360.2万トンとなっており、前年度に比べ減少しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。
- 産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間120件あまりの発生が見られ、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

（図 18 ごみ排出量の推移）

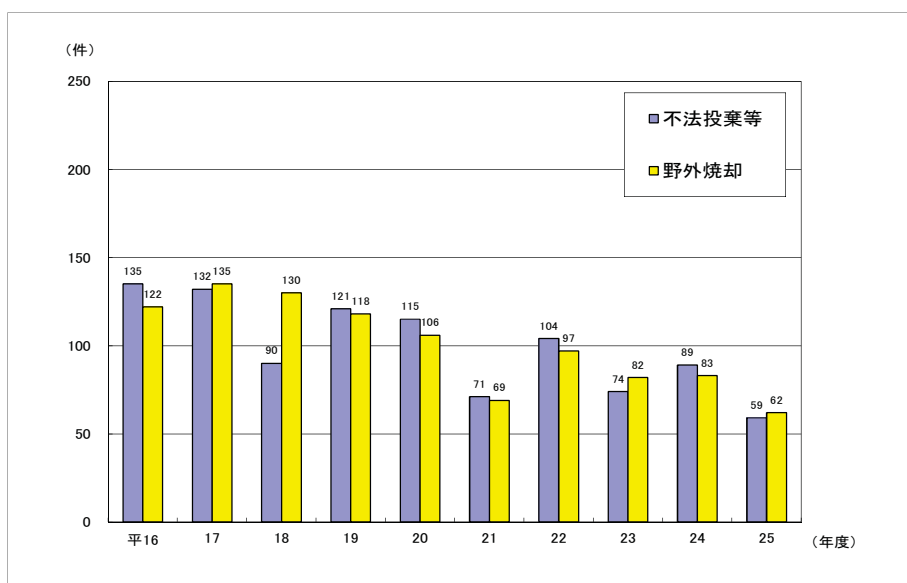


* ごみの総排出量の定義は平成17年度実績より「最終処分量+自家処理量+資源化量+減量化量」から「最終処分量+資源化量+減量化量+集団回収量」に変更となっています。

(図 19 産業廃棄物の総排出量の推移)



(図 20 不法投棄の新規発生件数)



(今後の課題)

- ごみ排出量は、近年減少傾向にあるものの、経済状況などに左右されることなく、資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を進める必要があります。
- 平成25年度（2013年度）から取り組んでいるレジ袋の無料配布中止をきっかけとして、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化のさらなる推進が求められます。
- 不法投棄などの事案に対しては、警察、市町などの関係機関や近隣府縣市、地域住民との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策のさらなる強化を図る必要があります。

第2章 目指すべき将来像

1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」

- 社会・経済活動の急速な進展やグローバル化は、私たちに物質的な豊かさと利便性をもたらしました。しかし、同時に「大量生産・大量消費型」の社会システムを作り上げ、かけがえのない地球環境への負荷を急速に増大させてきました。
- 第三次計画では、こうした大量生産・大量消費型のライフスタイルやビジネススタイルのあり方を見直し、持続可能な社会を構築していくことが重要であるとの認識に立ち、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけました。
- 第三次計画の目指すべき将来の姿「持続可能な滋賀社会」は、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会であり、おおむね一世代後である平成42年（2030年）に実現を図ることを想定しています。（下記参考図：目指すべき社会像（「持続可能な滋賀社会ビジョンから」）を参照）
- 今回の改定にあたっては、第三次計画の「持続可能な滋賀社会」に掲げる将来の姿および「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、第三次計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来像を設定します。

（参考図：目指すべき社会像（「持続可能な滋賀社会ビジョンから」））



琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会。

■自然・気候
春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

■産業
高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

■まちづくり
公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりのあるまちづくりが進んでいます。また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

■暮らし
人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べるできるようになっています。

2 東日本大震災が私たちに与えたもの

(1) 「つながり」や社会との結びつきの意識

○ 平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災により、改めて、私たち人間は自然の中で生かされていることに気づきました。また、人と人、人と社会との「つながり」や「絆」の大切さを考える契機ともなりました。

○ 内閣府が行った「社会意識に関する意識調査（平成25年（2013年）2月調査）」では、「東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか」の問いに、「前よりも大切だと思うようになった」と答えた人の割合が77.5%となっています。

また、「東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か」では、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」と答えた人の割合が約64%と最も高く、以下、「地域でのつながりを大切に思う」、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」と続いており、人々の社会との結びつきやつながりへの意識が高まっていることがうかがえます。

(2) 豊かさや大量生産・大量消費型社会への意識

○ 東日本大震災により生じた上下水道、ガス、電気などのライフラインの分断や震災に起因する電力不足などの出来事は、省エネや節電を含めて、私たちのライフスタイルを、より環境配慮型に転換していかなければならないという意識を強めました。

○ こうした環境を取り巻く状況や意識の変化は、豊かさに対する意識やこれまでの社会経済のあり方に対する考え方に大きな変化をもたらしています。

内閣府が行った「国民生活に関する世論調査（平成25年（2013年）6月調査）」では、今後の生活において、「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」の問いに、「心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた人の割合が約62%となっており、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた人の割合の約30%を大きく上回りました。（図21）

(3) 将来世代への意識

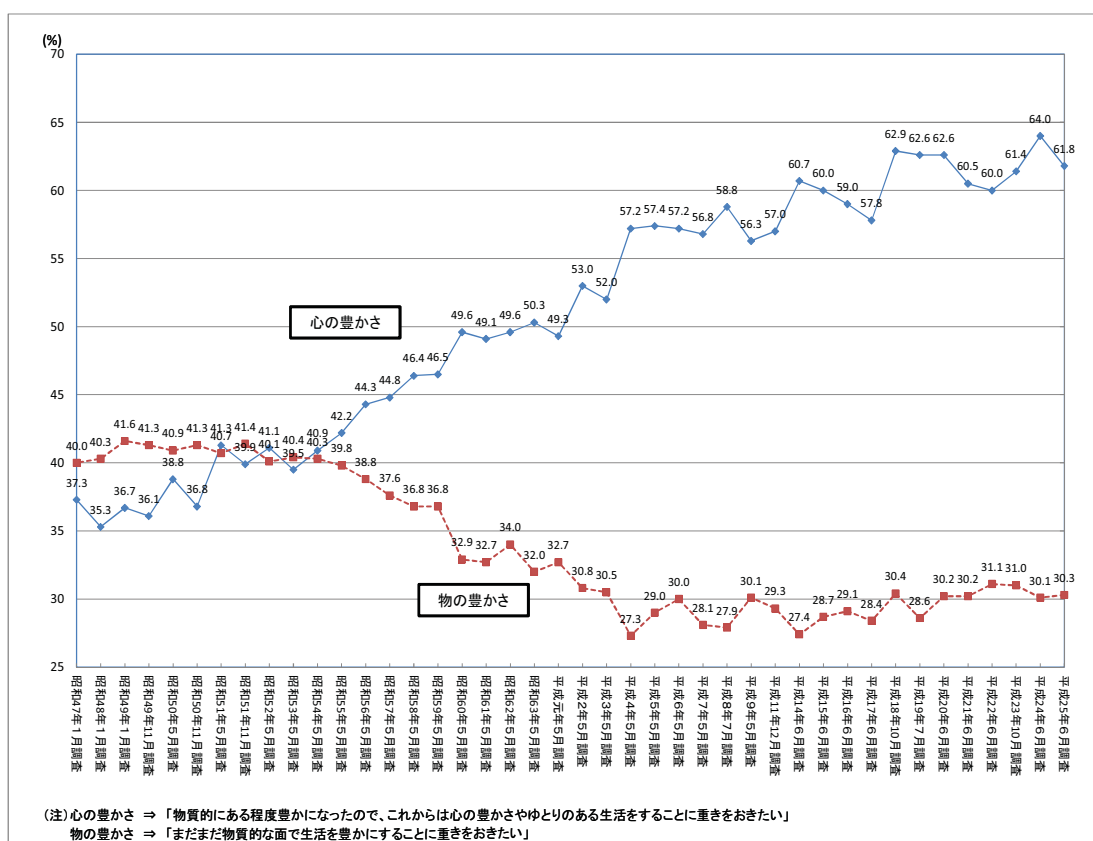
○ 平成25年度版環境白書（環境省）によれば、「将来世代に残す社会で重視されるべきもの」について聞いたところ、「良好に保全された自然環境や生活環境」を重視すると答えた人の割合は70%にのぼっており、「心身ともに健康なこと」との答えに次いで多い結果となっています。多くの人々が、将来の世代に、環境が保全されている社会を残したいと望んでいることがうかがえます。

(4) 新しい生き方の選択へ

○ 日本各地域では、過去の自然災害の教訓を基にした知恵と工夫により、その特性に応じたまちづくりなどの対策を講じてきました。しかし、今回の東日本大震災は、自然が引き起こす様々な現象は、人間の力だけでコントロールすることは到底困難であることを改めて認識させ、どのように自然と向き合っていくべきなのかを考えさせる重要な機会となりました。

- また、将来世代に向けて、持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、自然共生型社会の実現などが必要なことに加え、何よりも「安全」がその基盤として確保されることが前提であることを認識させられました。なかでも原子力発電所の事故による厳しい現実、エネルギー問題や今後の社会のありようについても、一石を投じることとなりました。
- これまで、私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求し、それを実現するために、大量生産・大量消費型の社会を構築してきたといえます。しかし、それと引き換えに生まれるリスクを、私たちは過小評価してきたのかもしれない。
- 東日本大震災を契機に、いま一度、環境の影響を含めた様々なリスクを洗い出し、これまでの生活や社会経済のあり方を見直すなど、環境に負荷をかけない持続可能な社会を築いていくための新しい生き方を選択する 때가来ています。

(図 21 「これからは心の豊かさか、まだ、物の豊かさか」国民生活に関する世論調査 (平成 25 年度))



3 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～

(1) 将来像設定の考え方

- 第三次計画では、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、総合的な施策の推進を図ってきました。本計画では、環境を取り巻く状況と意識変化などを考慮し、計画の将来像を、『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造』としました。
- 環境の将来像を考える上でもっとも大切なことは、滋賀県に暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる環境を創りあげていくことです。そのために、滋賀県を構成する各主体が、滋賀の環境に満足し、一人ひとりが、その環境に自信と誇りをもつことを目指します。
- では、自信と誇りがもてる環境とはどのような環境なのでしょう。滋賀の県名をひもといてみましょう。県名の「滋」の漢字は糸たばを並べた形で、それが水を含んで「ふえる」ことを意味します。これが、「うるおう・しげる・うまい」という意味となり、「やしなう」の意味にもなったといわれています。一方、「賀」のもとの意味は、生産力を高めるために行う農耕儀礼だといわれ、これが転じ、すべての生命や生産について「いのり・いろう」の意味に使われています（白川静著「常用字解」）。このように滋賀という県名からは、水が潤沢にある豊穡な土地であること、さらにそれらを祈り・祝う意味が読み取れます。
- 滋賀県には若さと活力、日本一の琵琶湖、美しく郷愁をいざなう里山、大学や民間研究機関などの知的集積などの強みが存在します。これらの強みを生かし、県名から読み取れる、めぐみ豊かな環境を創りあげていくことが、県民の自信と誇りにつながると考えます。
- 私たちは、琵琶湖を県の中央に抱き、四方を山々に囲まれ、水、森、大気、大地、そして、生きものが集う滋賀という空間の中で、何百色もの糸が織りなす繊細な織物のようにつながって、それぞれの地域で様々な役割を担いながら、滋賀の環境を形づくっています。わずかな糸の綻びが、織物を損なうように、滋賀の環境を構成する一本一本の糸の大切さに思いをいたすことが重要です。
- 環境はすべての「いのち」の基盤です。私たちは、人間という生きものとして、様々な生きものとともに暮らしており、環境を介して、未来に生きる「いのち」とつながっています。私たちは、同じ「いのち」をもつ存在として、他の「いのち」を尊重し、共感しあうことができます。

- 琵琶湖がたたえる豊かな水は、琵琶湖周辺のみならず、琵琶湖・淀川流域の社会・経済活動を支える「いのち」の水となっています。私たちは、琵琶湖の水を通じて、下流域の「いのち」とつながっており、琵琶湖の水を守ることは、下流域の「いのち」を守っていることにほかなりません。
- 環境はすべての「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。様々な「いのち」への共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。
- 幸い、滋賀県には「石けん運動」をはじめとする琵琶湖の水質保全の歴史と、その後の住民運動の活発化によって培った県民や事業者の高い環境意識があります。礎は、既に先輩たちが築いたのです。あとは、私たち一人ひとりが、環境問題を「自分ごと」として捉え、「いつか」「だれか」という待ちの姿勢ではなく、「いま」「私」が小さな一歩を踏み出すことが重要です。
- 本計画では、子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造に向け、第3章に掲げる3つの基本目標に取り組むことにより、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現につなげていきます。